

海外経済要録

国際機関

◆国際決済銀行第29回年次報告

6月8日、バーゼルにおいて国際決済銀行の第29回年次総会が開催された。総会の席上、ホルトロップ同行会長は、昨年末に行なわれた西欧諸国の通貨交換性回復の意義を高く評価するとともに、今後における通貨金融政策の役割および国際協調の必要性を強調した演説を行ない、1958年4月から59年3月に至る間の世界経済の推移を克明に描写した同行の年次報告書を発表した。

同報告は、1958年および59年初期における世界経済の最も重要な事項として、①58年春以降の米国経済の顕著な回復、②西欧の経済拡大の鈍化とインフレの終息、③西欧諸国の経済力充実と金・外貨準備の著増、④OEEC諸国の非居住者経常勘定の交換性回復を挙げ、戦後の復興段階を終つた西欧経済が、いまや全く新しい段階に達しつつあることを明らかにするとともに、米国経済と西欧経済との本質的相違が漸次消滅し、両者がインフレ再発の危険を回避しながら経済の拡大を維持するという共通の問題に直面しつつあることに注目すべきであるとしている。さらに、今後の国際経済の進むべき道として貿易の自由化、国際資本移動の促進、国際流動性の増加を挙げ、これら貿易為替の自由化政策の推進を通じてインフレなき経済拡大を達成することが自由世界共通の目的であるとして、とくに今後の健全金融財政政策の重要性を強調するとともに、現下の国際経済の重要問題に関する幾多の示唆を与えていた。

米国

◆米国のニクソン委員会中間報告

ニクソン副大統領を委員長とする「経済成長のための物価安定に関する閣僚委員会」(Cabinet Committee on Price Stability for Economic Growth) は、6月末大統領に対し、経済成長のための物価安定の重要性を強調し、インフレ抑制措置を勧告した中間報告を提出した。このニクソン委員会は本年の大統領一般教書に基き政府部内に設置されたもので、ニクソン氏のほか財務、商務、農務、郵政、労働の5長官および経済諮問委員会議長ソーニア氏、大統領特別顧問ウォリス氏の各委員から成っている。今回の報告は内容的には現在の政府の政策

を確認したもので新味に乏しいが、目前に鉄鋼労組の賃金改訂問題や長期国債金利の法定限度撤廃の問題を控えている際に、あえて中間報告の形で繰り返しインフレ抑制の必要を述べた点に意義深いものが認められる。中間報告の大要は次の通りである。

1. 経済の現状とインフレの脅威

米国経済は景気後退から脱して新たな上昇過程に入っているが、工業製品その他の卸売物価の上昇、多くの消費財・サービスの価格の上昇、巨額の連邦財政赤字、州・地方政府の支出増大、賃金の上昇などインフレの脅威を示す徵候が認められ、今日断固たる措置を探らない限り、経済成長に必要な合理的な物価の安定は期しえない。一部ではクリーピング・インフレーションを擁護する議論がみられるが、これはインフレの眞の脅威を理解しないものである。しかし賃金・物価に対する政府の直接統制は成功したことなく、インフレよりも有害であるからインフレ対策としては適当でない。

2. 当面のインフレ抑制策

- (1) 議会は合理的な物価安定を政府の経済政策の目的として承認すべきこと（1946年雇用法の改正）。
- (2) 1960会計年度において予算の均衡を達成し、かつ国債残高を減少せしめること。
- (3) 健全金融政策を堅持し通貨および信用の量を適切に統制すること。また、インフレ的な短期国債の発行と連銀による国債価格の支持を回避し財務省の国債管理政策を弹性的にするため、長期国債金利の現行法定制限（4%）を撤廃すること。

3. 経済成長促進のための長期的対策

長期的に最も効果的なインフレ対策は経済の能率と生産性を高めることにある。委員会はこれに関連する問題として、税制、米国企業の国際競争力、企業に対する政府の諸規制、農産物価格支持制度、労組と企業の独占的慣行などにつき調査検討中であり、隨時その結果を報告するとともに物価安定の利益について一般公衆の理解の促進を図る。

◆米国の1959年第1四半期国際収支

本年第1四半期の米国国際収支は8.6億ドルと依然大幅な赤字を記録した。これは輸出が引き続き低調だった反面、輸入がかなりの増加を示したためである。貿易収支の黒字は、昨年第1四半期の9.1億ドルに比して1.8億ドルと著しく縮小したが、その影響の一部は諸外国に対

する長期資本流出の減少、短期資金の還流によつて相殺された。金の流出はなお続いたが、その額は従来に比して小さく期中96百万ドルにとどまつた。

(1) 商品輸出は期中38億ドルと前年同期を7%下回つた。その主因は鉄鋼をはじめとする原材料輸出の大幅減少で、これに機械、鉄道施設などの一部完成品、綿花など農産物の減少が加わつた。海外投資収益は季節差を除けば引き続き高水準を維持した。

(2) 商品輸入は36億ドルと前年同期比15%の増加を示した。消費の活況を反映して、羊毛、ゴムなどの非耐久財原料輸入は著増、4月からの輸入割当制限を見込んでの石油、鉄鋼操業率の上昇を反映した鉄鉱石などの輸入増加も目立ち、また乗用車の輸入は15万台と前年を50%上回つた。

(3) 民間資本流出は1955年以来の低調を示したが、その主因は米国の金融引締めと西欧の金融緩和とであつた。諸外国の対米起債は1.6億ドルで、米国市中金利の上昇を反映して前年に比し半減、米国銀行の諸外国における短期貸付も期中1.2億ドルの縮小（前年4千万ドルの増加）を示した。これに対し、金利差の影響の少ない海外直接投資、外国株式の買入などは依然活

米 国 の 国 際 収 支

(単位・百万ドル)

区 分	1958年				1959年
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四
商 品 輸 出(1)	4,054	4,191	3,806	4,176	3,789
サ ー ビ ス 受 取	1,512	1,729	1,765	1,966	1,625
商 品 輸 入	3,139	3,166	3,124	3,517	3,607
サ ー ビ ス 支 払(2)	1,114	1,346	1,580	1,256	1,215
民 間 对 外 投 资	642	1,025	451	726	394
政 府 支 出(1)	1,459	1,559	1,541	1,434	1,327
外 国 对 米 投 资(3)	13	-15	-26	52	60
外 国 保 有 金 増 減	370	1,075	483	347	96
外 国 保 有 ド ル 増 減	202	9	450	479	768
記 錄 外 受 取	203	107	218	-87	205

注：(1) 軍事援助分を除く。

(2) 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。

(3) 短期投資および長期国債投資を除く。

資料：Survey of Current Business, June 1959

諸 外 国 金 ド ル 準 備

(単位・百万ドル)

区 分	1958年				1959年
	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末
大 陸 西 欧 諸 國	15,246	15,777	16,892	17,880	17,994
ス タ ーリ ン グ 地 域	4,851	5,135	5,211	5,133	5,326
カ ナ ダ	3,163	3,432	3,378	3,438	3,503
中 南 米	4,419	4,389	4,148	4,114	4,239
ア ジ ア	2,404	2,475	2,506	2,644	2,844
国 際 機 関	2,919	3,142	3,252	3,371	3,548
そ の 他 と も 計	33,397	34,701	35,723	36,918	37,801

資料：Federal Reserve Bulletin, June 1959

發で、とくに西欧向け民間投資（企業の設立、代理店の増資引受け、子会社への前貸など）は165百万ドル（前年32百万ドル）と急増、第1四半期の海外直接投資全体の70%を占め、また西欧株式の購入も期中85百万ドル（昨年は年間170百万ドル）にのぼつた。

(4) 援助などの海外政府支出は全体としてやや減少したが、これは期中西ドイツから借款の一部返済（1.5億ドル）があつたためで、これを除いた政府支出はD L F借款、余剰農産物処理による貸付などの増加を主因に依然高水準を保つた。

諸外国の金・ドル準備は、以上の結果さらに8.6億ドルの増加をみたが、このうち金の流出は96百万ドルとわずかにとどまつた。これは西欧諸国のドル取得が、前記西ドイツの対米返済、英國のIMF借入返済（2億ドル）などの事情によって比較的少額にとどまつたこと、米国の市中金利が西欧のそれに比して上昇したことなどによるものである。

歐 州 諸 國

◇ 英 国 の 1959年第1四半期国際収支

6月30日、英大蔵省は本年第1四半期の国際収支を発表した。従来英國の国際収支は半年ごとに発表され、四半期ごとのものが公表されたのは今回が初めてである。これによれば、本年第1四半期の經常収支余剰は78百万ポンドで、昨年第1四半期の黒字170百万ポンドには及ばないとしても当初の予想を上回るものである。さらに上記の数字に含まれていない本年4～5月の輸出は異例の好調であつたため、当局は本年第2四半期にはねむね前年並みの水準（黒字107百万ポンド）に達するものとみている。

なお、本年第1四半期の金・外貨準備の増加額は25百万ポンドにとどまつたが、これは3月にIMF借款の返済71百万ポンドがあつたためで、これを除けば実質増加は約100百万ポンドとなる。

英 国 の 国 際 収 支

(単位・百万ポンド)

区 分	1958年				1959年
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四
經 常 勘 定 収 支	170	107	91	70	78
貿 易 収 支	55	37	- 8	21	- 14
貿 易 外 収 支	115	70	99	49	82
政 府 支 出	- 55	- 46	- 56	- 59	- 52
民 間	170	116	155	108	144
資 本 勘 定 収 支	- 25	- 79	- 57	- 75	- 30
總 合 収 支	145	28	34	5	48
ボ ン ド 残 高	- 23	9	-	71	- 102
金・外 貨 準 備	177	110	15	- 18	25

◇ザールの西ドイツ完全復帰

ザールは1956年のザール協定により、57年1月1日から政治的には西ドイツ領となつたものの、経済的にはなおフランスに属し、その西ドイツ統合には3年の経過期間が設けられていたが、7月6日経済的にも西ドイツに統合され、戦後14年ぶりに完全に西ドイツに復帰した。

ザールは石炭16.4百万トン、粗鋼3.5百万トン（いずれも1958年）を産出する欧州有数の鉄鋼業地帯で、その西ドイツ復帰はフランス経済にとってそれだけマイナスとなる。しかしザール協定により、①フランスは1957年から25年間ワルント炭（良質の原料炭）90百万トンの輸出が保証されるほか、ワルント炭以外のザール出炭量の3分の1はフランスに輸出されること、②フランス・西ドイツ間のザール地域に関する貿易は55年実績（フランスの輸入一石炭を除き700億フラン、同輸出一1,260億フラン）までは相互に無関税とすること、③西ドイツは通貨交換に当り400億フランの対フランス請求権を放棄すること、④ザールのフランス語教育を続けることなどフランスの権益が守られており、ザール協定と時を同じくして決定したモーゼル運河計画（モーゼル河をライン河に連結し、フランスのロレーヌの鉄と西ドイツのルールおよびザール炭を結合すると同時に、ロレーヌ工業地帯からラインを通じ、オランダのロッテルダム港への水路を開くもの、61～62年完成予定）でも西ドイツは開発資金の3分の1を負担することに同意するなど、フランスの利益を守る配慮がなされており、総体的にはフランス経済にさしあたり大きなマイナスをもたらすことはない模様である。

ザールの通貨流通量は約680億フランと推定されるが、前記通り西ドイツは400億フランの請求権を放棄し、またフランス銀行のザールの諸銀行に対する貸付280億フランがこの際回収されるので、さしあたり両国間のフランとマルクの交換は起らず、単に銀行券発行高がフランスで約680億フラン減少し、西ドイツで相当マルク増加するだけで、両国の外貨収支にはほとんど影響がないものとみられる。

なお、ザールの住民に対する通貨交換は100フラン=0.8507マルクの公定相場で、額面100フラン以上の通貨は7月6日から10日まで、100フラン未満のものについては13日から17日までの間に交換された。

◇フランスの金融緩和措置

1. フランス銀行の金利引下げ

フランス銀行は7月9日、証券担保貸付歩合を従来の6%から5.5%に、高率適用割引歩合を第1次5.5%から5%、第2次7%から6%にそれぞれ引き下げた。

フランスの市中金融は年初來の大幅な金・外貨の流入を主因としてかなり緩和、6月末のフランス銀行対民間信用は1兆7,321億フランと年初來7,727億フランを減少している。今回の措置の主たるねらいは、企業の金利負担軽減による国際競争力強化と個人の投資活動を促進することにあるものとみられる。なお公定歩合は欧米諸国よりやや高目（現在4%、英蘭銀行と同水準）に保ち、好調な外資流入を維持するため、ここ当分引下げは行なわれない模様である。

2. 市中貸出金利の引下げ

国家信用理事会は、フランス銀行の証券担保貸付歩合の引下げに呼応して、同日市中金利につき、一般貸付歩合（7%から6%）、外国為替引当貸付歩合（4.6%から4%）、輸出前貸手形割引歩合（5.1%から5%）などの引下げを行なった。

3. 賦払信用規制緩和

国家信用理事会は7月9日、次の通り賦払信用規制を緩和した。

(イ) 頭 金……ラジオ、テレビ、家庭用器具、二輪車については20%（従来25%）、その他25%（従来35%）。

(ロ) 期 間……18か月（従来12か月）、ただし自動車については本年8月16日から11月15日までは24か月（現在15か月）、11月16日から明年2月15日まで21か月。

今回の賦払信用規制緩和は、最近の一般的景況回復にもかかわらず、耐久消費財部門の立ち直りが遅れており、5～6月の自動車の売れ行きが前年を下回っていることなどにかんがみ、上記フランス銀行の金利引下げと呼応して、若干景気を刺激するための措置である。

◇イタリアの1959年第1四半期国際収支

昨年中大幅な受超を示したイタリアの国際収支は、本年第1四半期もなお好調を持続、同期中外貨準備はさらに178百万ドルの増加（前年同期69百万ドル増）を示し、3月末イタリアの金・外貨準備は24億ドルに達し、本年末には30億ドルを突破するものと予想されている。

これは、主として輸入減少（前年比-7%）、輸出増加（前年比+2%）による貿易収支の改善（入超額は前年の129.6百万ドルから88.3百万ドルへ減少）に基因するものである。一方貿易外収支の受取超過は若干前年を下回つたが、なお期中166百万ドルの高水準を維持している。これに対し資本勘定では、米国援助の減少傾向にもかかわらず、本年は欧州投資銀行、世銀などからの借款増加（9.9百万ドルから23百万ドル）、民間外資流入の倍増（35百万ドルから76百万ドル）など外資の導入は依然頗著な増加傾向をたどつており、国際収支黒字要因としての比重をますます高めている。

以上のように、イタリアの金・外貨準備は増加の一途をたどっているものの、このところ輸出品価格の低落、輸入量の漸減傾向など貿易収支は必ずしも現在の好調が続くものとは思われない。

なお輸出促進措置として、かねて国会提出中の輸出信用に対する政府保証限度引上げ（総額1,000億リラから1,500億リラ）もすでに下院を通過している。

イタリアの国際収支

（単位・百万ドル）

区分	1957年 1/四	1958年 1/四	1959年 1/四
経常勘定			
貿易収支	- 270.6	- 129.6	- 88.3
貿易外収支	149.9	189.7	166.1
逆賃収入	53.8	55.5	50.7
観光収入	24.3	47.4	40.3
移民送金	39.3	63.2	55.5
その他の	32.5	23.6	19.6
資本勘定			
外国援助	32.8	22.8	16.2
外國信用	19.0	9.9	23.0
民間資本	13.3	35.4	76.0
外貨準備増減	- 34.8	69.4	178.0

アジアおよび大洋州諸国

◇イラクのスターリング圏からの離脱

イラクは從来スターリング圏に属し、その保有する英ポンドは居住者勘定ポンドとして交換性を回復しておらなかつたが、今般同国政府は英國との間に折衝を続けた結果、6月22日スターリング圏からの離脱につき交渉が成立、その旨両国より発表された。

すなわち、イラクが英蘭銀行に保有するポンド勘定は6月23日以降外國勘定（external accounts）に指定され、同時に為替管理規則にも所要の改正が行なわれて、同国の保有する英ポンドは非居住者勘定ポンドとして交換性を与えられることとなつた。

今回のスターリング圏離脱は、戦後エジプトに次いで行なわれたもので、もつばら政治的理由によるものとみられ、当面金融経済的には大きな変化はないものと予想されており、イラク・ディナールも從来通り英ポンドにリンクするものとみられている。

◇パキスタンの1959年度予算

パキスタン政府は6月30日、1959年度予算（1959年7月～1960年6月）と税制改革を発表した。新予算および税制改革は、昨年10月の政変後成立した新政府が経済開発の促進と赤字財政の解消を意図して作成したものであるが、新予算については外國援助に依存するところが大きく、税制改革については民間資本の蓄積を重視して

いる点が注目される。

(1) 予 算

財政規模は前年度が15ヵ月予算であつた点を勘案すると実質的に20%の膨張となつてゐる。しかし、このうち経常勘定の歳出では行政費の膨張を抑え、歳出規模を前年度並みに圧縮して70百万ルピーの黒字を計上し、これを資本勘定に繰り入れている。

一方、資本勘定の歳出は1,797百万ルピーと前年度15ヵ月予算に比べても16%（実質的には46%）の膨張をみており、経済開発に対する積極的意図がうかがわれるが、他面歳入の増加は、経常勘定からの繰入れ70百万ルピーのほかは主として外國援助に頼り、資本勘定歳出中外國援助は56%を占めるに至つてゐる。

(2) 税制改革

勤労および企業所得、投資などに対する課税を軽減する反面、販売税（綿糸、革製品）、消費税（綿布、レーヨン、人絹、たばこ）など間接税の引上げを内容とするもので、民間資本の蓄積と消費抑制に重点がおかれてゐる。

パキスタンの1959年度予算

区分	1958/4～1959/6 (修正予算)※	(12ヵ月予算) に換算	1959/7～1960/6 (予算)
歳出合計	3,454	(2,763)	3,312
経常勘定	1,974	(1,579)	1,515
資本勘定	1,480	(1,184)	1,797
歳入合計	3,454	(2,763)	3,312
経常勘定	1,976	(1,580)	1,585
資本勘定	1,478	(1,182)	1,727
長期債務および 一時借入金	97	(77)	70
公企業収入	235	(188)	220
外國援助	121	(97)	118
その他の	756	(604)	1,010
	269	(215)	309

※ 財政年度を從来の4～3月から7～6月へ変更したため、昨年度は15ヵ月予算となつてゐる。

◇セイロンの経済開発10か年計画

セイロン国家計画委員会は6月4日、経済開発10か年計画を承認、発表した。同計画は1959年から68年までの10か年間に136億ルピー（28.5億ドル）を投資し、同国産業の多様化と1人当たり国民所得の39%引上げを目標としている。投資の内訳は、農業（漁業を含む）25%、工業（電力を含む）26%、運輸通信14%、社会施設28%となつておらず、工業部門ではセメント、肥料、製糖、繊維などの諸工場が建設される予定で、電力は本年の82千キロワットから380千キロワットに増加することになつてゐる。一方農業部門では、茶およびゴムの栽培面積をそれぞれ12%、58%増加させることにより第1次農産物による輸出を35%増加させ、同時に食糧の増産によりその

輸入依存度を軽減することが計画されている。なお総投資額中政府投資は61%で、その資金調達のため増税および公債発行を予定している。また民間投資に対しては外国民間投資を期待し、このため外資保護を積極的に考慮している。

(注) セイロンでは先に第1次6ヵ年計画(1947~53年)およびコロンボ・プランに基く6ヵ年計画(1951~57年)、第2次6ヵ年計画(1954~60年)を策定したが、資本、技術不足あるいは政変などによりいずれも達成されていない。

(単位・百万ルピー)

区分	投資額	比率%	区分	投資額	比率%
農業	3,110	22.9	運輸通信	1,941	14.3
茶	507	3.7	建築	325	2.4
ゴム	411	3.0	社会施設	3,751	27.6
綿花	315	2.3	住宅	2,725	20.0
その他農産物	1,877	13.9	保健、教育	1,026	7.6
漁業(漁港を含む)	223	1.6	その他	711	5.2
工芸	2,714	19.9	計	13,601	100.0
電力	826	6.1			

◇フィリピンの輸入為替付加金賦課法

先般來議会で審議難航中であった上記法案は7月4日ようやく両院を通過するに至つた。同法の骨子は次の通りである。

- (1) 公認代理銀行が輸入業者に対し外国為替を売却する場合、現在の売レートのほか別途40%を限度とする付加金を賦課する。
- (2) 一部重要品目(魚類罐詰、医薬品、書籍、肥料など約100品目)についてはその適用が除外される。
- (3) 付加金を賦課する権限は中央銀行に与えられる。
- (4) 実際の適用レートは中央銀行通貨理事会で決定する(政府側の意向として初年度25%の適用案が伝えられている)。

今回の措置は、同国の最近の外貨事情が悪化している実情(3月末保有外貨145百万米ドル)にかんがみ輸入を抑制し、あわせて付加金収入(注)に伴う財政の歳入増加を意図したものとみられる。しかし、これはペソの平価切下げであるとの非難もあり、輸入品を中心とした物価騰貴が懸念されているが、このため政府は食糧、衣料など重要物資に対する価格統制の実施を考慮している。

(注) 昨年の輸入額663百万ドルを基礎とし、賦課率25%、適用除外品目の輸入比率15%として推算すれば、付加金収入は140百万ドル程度となる。

の単一為替レートの実施(33年12月号要録参照)に伴い増大した借入者の負担(注)軽減を目的としたものである。

また、台幣貸付利率の引上げについて、一般銀行貸付利率(手形割引および担保貸付、年率18%)に近づけ、金利体系の調整を図るためといわれるが、同時に借入者の負担を軽微ならしめるため返済期限が延長されている。

(注) 従来米国援助資金からの借入金の返済、利払に際しては基準レートが適用されていたが、単一レートの実施後、為替取組の買入が必要となり、このため借入者負担は従前よりも約15%方が増加することとなつていて。

摘要	金利	貸付期間
米ド 既契約分	1律に年率5%(従来6%)	電力工業30年(従来25年) 鉄道、電信、肥料工業15年(従来5~10年) その他公・民営事業の未返済額はそれぞれ1年半の延長(従来4~10年)
ル 新規契約分 貸付	1律に年率5%	電力工業25年、その他は前項と同じ ただし、民営事業(小型工業を含む)に対しては貨幣価値変動による負担増加を避けるため米ドル貸付を行なわず、極力台幣貸付に改める。その詳細は別に決定
台 幣 貸 付	本年度(1958会計年度)計画決定分 明年度以降	従来通り(年率6%) 年率12%
		従来通り 米ドル貸付の場合と同じ

◇ニュージーランドの輸入制限再緩和措置

ニュージーランド政府は6月5日、1959年輸入ライセンス発給計画(民間輸入分、輸入総額の8割以上を占める)について従来の輸入制限の一部緩和を発表した。今回の措置はさる4月13日に行なわれた緩和措置に引き続るもので、ライセンス発給計画をさらに1割方、約20百万ポンド増額し、①輸入割当を増額する品目として薬品類、染料、化学機械、カメラ、時計など、②個別審査により輸入を認める品目として製造工業用原料のほか一部消費財を指定するなど、消費財の輸入増加も意図されている。この結果、本年の輸入ライセンス発給計画の総額は当初計画に比べ2割方増額されて230百万ポンドとなり、前年中の民間輸入実績240百万ポンドをわずかに下回る水準にまで回復することとなつた。

同国政府がこのように民間輸入の制限緩和を行なつたことは、①輸入抑制を主因として貿易収支が引き続き大幅の出超を記録し(本年1~5月間、前年同期比輸出は8%増、輸入は24%減)予想以上に外貨準備高が増加したこと(5月末現在93百万ポンド、前年同月末比80%増)、②国内の物価水準がやや上昇気配を示していること(3月の消費者物価指数は前年比6.5%上昇)などの事情によるものとみられる。

◇台湾における米国援助資金貸付条件の変更

台湾における米国援助運用委員会およびM S A中国使節団は、このほど経済援助資金ならびに余剰農産物代り金など台幣積立金による貸付の利率および期間を別表の通り変更、2月に遡及して実施する旨発表した。

今回の措置のうち米ドル貸付条件の変更は、昨年11月